

【石鶴丸請文】

いしつる まる うけぶみ

(端書)「深草御領事」

山城国深草郷下司公文赤塚左衛門三郎  
忠清跡所職名田畠以下者、山階前右兵  
衛督家御領也、而所務職事、有御契約  
石鶴丸上者、惣御年貢於三分二者可執進  
候、於三分一者、可為御代官得分之由、定承候  
了、於下地等事者、任建武御下文并御教書  
旨、可致其沙汰候、若就〔此力〕如下地事申姦曲、  
又御年貢等不法懈怠候者、可被改所務職  
候、其時一切不可申一言之子細候、仍請文之  
状如件、

(一三八九)

康応元年十二月廿四日

石鶴丸代(花押)